新規就農・経営継承総合支援事業

【19,347(19,479)百万円】 (平成27年度補正予算との合計 21,655百万円)

対策のポイント —

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、総合的に支援します。

<背景/課題>

- ・我が国農業は、基幹的農業従事者の平均年齢が66.8歳(平成26年)と高齢化が進展し ています。
- ・持続可能な力強い農業を実現するには、青年新規就農者数(定着ベース)を倍増させ、 世代間バランスのとれた農業就業構造にしていくことが必要です。
- 新規就農し定着する青年農業者を倍増するため、新規就農のための支援策を総合的に 講じる必要があります。

政策目標

新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後(平成35年まで)に40代以下 の農業従事者を40万人に拡大

く主な内容>

1. 青年就農給付金事業

11,614(12,245)百万円 (平成27年度補正予算との合計 13.922百万円)

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、青年新規就農者・経営継承者 に対して就農前の研修期間(2年以内)及び経営が不安定な就農直後(5年以内) の所得を確保する給付金を給付します。

また、新規就農者の地域で孤立しがちな状況等を解消し、確実に定着してもらう ための取組(市町村内での相談体制の整備や新規就農者間の交流会の開催)を実施 します。

補助率:定額

事業実施主体:都道府県、市町村、民間団体

2. 農の雇用事業

7, 150(6, 734)百万円 青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施す る実践研修等を支援するとともに、雇用した新規就業者の新たな法人設立・独立に

> 補助率:定額 事業実施主体:民間団体 /

3. 新規就農者育成支援事業[新規]

向けた研修を支援します。

583(一)百万円

新規就農者の育成を支援するため、以下の取組を促進します。

- ・経営力・技術力の習得を図る農業教育機関等のレベルアップと、優れた経営感 **覚を備えた農業経営者の育成のための研修**の実施(就農希望者の経営力養成研 修や県農大の経営指導力向上研修の実施等)
- ・農業大学校・農業高校の新規学卒者や農業への転職を希望する他産業従事者等 を実際の就農に結び付ける取組(就農相談会等の開催)

補助率:定額、1/2 事業実施主体:都道府県、民間団体 /

「お問い合わせ先:経営局就農・女性課 (03-3502-6469)]

新規就農・経営継承対策の全体像

新規就農・経営継承総合支援事業 平成28年度予算概算決定額【193(195)億円】 (平成27年度補正予算との合計【217億円】)

就農開始 就農準備 経営確立 法人正職員としての就農 独立:自営就農 青年就農給付金 青年就農給付金 (経営開始型) (準備型) 県農業大学校や先進農家・先進農業法 人・農地プランに位置付けられ 農業法人等の 法人側に対する 人等で研修を受ける場合、原則45歳未 ている原則45歳未満の認定新 次世代経営者の育成 農の雇用事業 満で就農する者に対し、研修期間中に 規就農者等に対し、年間最大 所得の確保 (農の雇用事業) ついて年間150万円を最長2年間給付 150万円を最長5年間給付 法人に就職した青年に対 (平成27年度以降の新規給付 法人等の職員を次世代経営 する研修経費として法人に対 〇 研修終了後1年以内に就農しなかった場 対象者から、前年の所得に応 者として育成するための派 し、年間最大120万円を最長2 合、給付期間の1.5倍(最低2年)以上の就農 じて給付金額を変動) 遣研修の経費として、月最 を継続しない場合は全額返還 年間助成 大10万円を最長2年間助成 ○ 市町村等が適切な就農をしていな 雇用した新規就農者の新 〇 研修終了後1年以内に親元就農する者も いと判断した場合は打ち切り たな法人設立・独立に向けた 対象とするが、5年以内に経営を継承するか 〇 親からの経営継承(親元就農から5 又は共同経営者にならない場合は全額返還 研修経費として、法人に対し、 年以内)や親の経営から独立した部 年間最大120万円を最長4年 トッププロを目指す 門経営を行う場合も対象 間助成 ※3年目以降は最大 農業教育機関等の 経営者育成のための ○ 農地は親族からの貸借が主であっ 技術 · 経営力 60万円 レベルアップ ても対象とするが、5年間の給付期間 研修 中に所有権移転しない場合は全額返 の習得 就農希望者の経営力養成研修や県農 農業経営者の経営力を高め 大の経営指導力向上研修の実施等 るための研修の実施 新規就農者の定着を確実なものにするための取組 就農定着に 就農希望者を実際の就農に 向けた諸課題 結びつける取組 市町村内での相談体制の整備、新規就農者間の交流会 の解決 就農相談会等 青年等就農資金(無利子) スーパーL資金 機械•施設 の導入 経営体育成支援事業

(注) 上記のほか、農地の確保に関し、市町村における人・農地プランへの位置付け、農地中間管理機構の活用等がある。

